

清掃業務仕様書

施設名 和歌山市南コミュニティセンター
履行場所 和歌山市紀三井寺856番地
履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(基本的事項)

- 第1条 和歌山市南コミュニティセンター（以下「甲」という。）の清掃業務はこの仕様書により実施するものにするが、この仕様書に示されていない事項で軽微な業務についても甲の指示により実施するものとする。
- 2 受託者は、清掃業務を実施するに当たっては、清掃作業従事者の労働法上の義務及び責任をすべて負いその他法令を遵守し、この仕様書に従い忠実に履行しなければならない。

(清掃業務の内容)

第2条 清掃内容は、次のとおりとする。

(1) 一般事項

- ア 清掃業務を行うにあたっては、甲の業務に支障のないよう充分注意し、作業上での衛生及び火気取締りを厳重に行うこと。
- イ 部屋によっては、精密な機械を備え付けているところもあり、塵埃及び湿気などにより特に故障の原因となるものには充分注意すること。
- ウ 清掃作業中に機器具の損傷や異状を発見したときは、甲に連絡すること。
- エ 甲は、作業員の休憩室及び更衣ロッカーを貸与し、その他清掃業務を実施するために必要資材、機器等はすべて受託者の負担とする。ただし、消毒液については甲乙協議すること。
- オ 業務実施後、作業日誌にもれなく記載し、甲に提出すること。

(2) 作業時間及び作業内容

ア 日常清掃

- (ア) 日常清掃は、原則として午前8時30分から午後2時00分までの間に実施すること。多目的ホール、活動室、和室が午前、午後、夜間の区分により使用された場合、この使用の合間の時間帯に即応した清掃を行うこと。
- (イ) 日常清掃日は、コミュニティセンター開館日とする。（休館日は、原則として水曜日及び12月29日～翌1月3日）

イ 定期清掃

- (ア) 定期清掃は、甲の指示に基づき実施すること。
- (イ) 定期清掃日は、コミュニティセンター休館日又はコミュニティセンター業務に支障をきたすことのない時間帯とする。

(3) 日常清掃

- ア 多目的ホール、活動室、和室、子育て交流室、自習室、コミュニティスペース、図書室、展示コーナー、玄関、ホール、廊下、階段、エレベーター
- (ア) 床面は、ほうき又は掃除機を使用し、ゴミを取り除いてつや出しを行い、常に

清潔を保つこと。この場合、汚れの程度に応じて水拭き又は洗剤を使用して、汚れの部分を取り除くこと。特に床が滑らないよう十分留意すること。

- (イ) ジュータン部分は、掃除機又はほうきで念入りにごみを取り除き、毛並みをきれいに揃えておくこと。
- (ウ) 疋は、ほうき又は掃除機を使用し、ゴミを取り除いて常に清潔を保つこと。
- (エ) レザー製のイス類は、空拭きしてほこりを取除くこと。
- (オ) ドア間仕切等は水拭き又は空拭きすること。
- (カ) 金属類は、さびないように空拭きすること。
- (キ) 灰皿、くず入れの処理をすること。
- (ク) 窓枠サッシ及びブラインド部分は、汚れをきれいに拭きとること。
- (ケ) タイルカーペットの著しい汚損は、センターの指示によりタイルカーペットを取り替えた上で、タイルカーペットを洗浄すること（再使用のため。）
- (コ) 玄関など出入口のスチール又はガラス製のドア及びドア周りのガラスは、空拭き又は洗剤拭きを行い、金属部分は光沢を失わないよう磨くこと。
- (サ) コミュニティースペース、自習室、子育て交流室など来客の多いところは常に巡回して適切な処理を行い、窓枠、階段、てすり、ソファーなどは、来客者に不快感を与えないよう拭き掃除すること。また、随時消毒液で拭きとること。
- (シ) 消火器、消火栓、自動火災報知器などは、ほこりを落とし空拭きすること。
- (ス) 壁面等は、センターの指示により行う。

イ 湯沸室、洗面所、便所

この区域は、特に清潔にし、次のとおり実施すること。

- (ア) 床面タイルは、中性洗剤を使用し、洗浄後モップにて拭きとること。この部分の清掃は、随時見回りを行うこと。
- (イ) 便器等は、便器用中性洗剤にて洗浄すること。ウォシュレット及び乙姫の電池を適宜入れ替えること。
- (ウ) 鏡磨きは空拭き又はグラスターを使用し磨くこと。
- (エ) 壁又は扉等は、タオル雑巾により拭きあげ、汚れの程度により中性洗剤を使用し洗浄すること。
- (オ) 流し台は、中性洗剤を使用し洗浄すること。
- (カ) ガス器具等は、適合洗剤を使用し磨くこと。
- (キ) 茶殻は、毎日所定の容器に取集め、所定の箇所に搬出し処分すること。
- (ク) 痰壺汚物類は内容物を捨て、クレゾール液にて消毒し洗浄すること。
- (ケ) 石鹼水、トイレットペーパー等は随時見回り補充すること。

ウ センター周辺敷地及び駐車場については、センターの指示により行う。

(4) 定期清掃

ア 作業実施回数

- ・一般床部分 年 2 回実施
(ビニルタイル、磁器タイル等)
- ・ジュータン部分 年 2 回実施
- ・ガラス 年 2 回実施

イ 床洗浄、樹脂塗布清掃

会議室等の机、イス等移動できるものは移動し床に適した洗剤を使用してポリシャーで洗浄し、塗布してつや出しをすること。

ウ ジュータン

ジュータン洗浄用クリーナーにて洗浄すること。

エ ガラス

清潔な布等を洗剤でぬらし、汚れをきれいに拭きとること。必要に応じて高所作業車を必要に応じて使用すること。

オ 天井、壁面、換気扇

すす、ほこりを取り除き、汚れに応じて清掃すること。

(清掃場所)

第3条 清掃場所の詳細は、別紙のとおりとする。

(清掃作業員)

第4条 清掃業務に従事する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 現場責任者及び日常清掃作業員（以下「作業員」という。）は、経験者とし清掃業務に支障をきたさないようにするとともに、事前に履歴書等を提出し承認を受けること。

(2) やむを得ない理由により異動交替を行う場合は、事前に甲に通知して承認を受けること。

(3) 作業員は、作業中は制服（会社名を記載した制服又は腕章）を着用し、必ず名札をつけること。

(4) 作業員は、清掃箇所を清潔かつ衛生的に清掃を行い、あわせて建物の美観に充分注意するよう努めること。

(5) 不法侵入、不審人物等を発見したときは、速やかに甲に連絡し、必要に応じて、警察署等に報告すること。

(6) 病人や怪我人を発見したときは、必要に応じて応急措置を行うとともに、速やかに甲に連絡し、必要に応じて警察署、消防署等に報告すること。

(7) 作業員は、清掃作業中又はその他で知り得た甲の業務に関する事項を他人にもらしてはならない。

(その他)

第5条 この仕様書に記載のない事項の軽微な業務については、甲と協議し実施すること。

疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市

ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

床 面 積 表 (単位 m²)

専用部	1 F		
	荷解場 1	塩ビシート	3 1 . 3
	〃 2	磁器タイル	2 0 . 4
	展示コーナー	長尺シート	1 2 2 . 5
	清掃員詰所	ビニルタイル	9 . 7
	図書室	ジュータン	5 1 2 . 8 7
分用部	2 F		
	子育て交流室	ジュータン	7 4 . 6
	授乳室	長尺シート	1 8 . 2 2
	自習室	長尺シート	2 1 . 7 5
	コミュニティースペース	ジュータン	3 1 5 . 2 2
共用部	旧カフェ	長尺シート	7 9 . 5 9
	3 F		
	活動室（中1）	ビニルタイル	8 1 . 6 5
	活動室（中2）	ビニルタイル	5 5 . 5 2
	活動室（小1）	ビニルタイル	3 5 . 6 2
部分	活動室（小2）	ビニルタイル	2 8 . 2 7
	活動室（小3）	ビニルタイル	4 7 . 8 9
	4 F		
	活動室（大）	ビニルタイル	1 3 7 . 1 7
分	活動室（小4）	ビニルタイル	3 5 . 4 9
	活動室（小5）	ビニルタイル	4 0 . 9 8
	和室	畳等	4 3 . 5 4
部分	5 F		
	多目的ホール	ジュータン	2 6 8 . 6
	控室	ビニルタイル	7 . 1
	舞台	桧フローリング	3 1 . 9
	その他の諸室倉庫	ビニルタイル	8 1 . 7
	駐車場	アスファルト	9 5 3 . 0
		土	8 4 2 . 0
	湯沸室	長尺シート	4 7 . 7
	便所	長尺シート	6 6 . 0
	洗面所	長尺シート	3 2 . 0
	1階通路ホール	長尺シート	1 3 8 . 0
	玄関ポーチ、ホール	磁器タイル	6 1 . 3
	スロープ、風除室		
	2、3、4階通路	長尺シート	3 2 4 . 2

通路階段共	長尺シート	2 7 1 . 6
5階廊下ホール	ジュータン	7 1 . 8
ガラス		6 5 1 . 9 3

令和8年度 南コミュニティセンター

月 日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	水 休館日	金	月	水 休館日	土	火	木	日	火	金 休館日	月	月
2	木	土	火	木	日	水 休館日	金	月	水 休館日	土 休館日	火	火
3	金	日	水 休館日	金	月	木	土	火	木	日 休館日	水 休館日	水 休館日
4	土	月	木	土	火	金	日	水 休館日	金	月	木	木
5	日	火	金	日	水 休館日	土	月	木	土	火	金	金
6	月	水 休館日	土	月	木	日	火	金	日	水 休館日	土	土
7	火	木	日	火	金	月	水 休館日	土	月	木	日	日
8	水 休館日	金	月	水 休館日	土	火	木	日	火	金	月	月
9	木	土	火	木	日	水 休館日	金	月	水 休館日	土	火	火
10	金	日	水 休館日	金	月	木	土	火	木	日	水 休館日	水 休館日
11	土	月	木	土	火	金	日	水 休館日	金	月	木	木
12	日	火	金	日	水 休館日	土	月	木	土	火	金	金
13	月	水 休館日	土	月	木	日	火	金	日	水 休館日	土	土
14	火	木	日	火	金	月	水 休館日	土	月	木	日	日
15	水 休館日	金	月	水 休館日	土	火	木	日	火	金	月	月
16	木	土	火	木	日	水 休館日	金	月	水 休館日	土	火	火
17	金	日	水 休館日	金	月	木	土	火	木	日	水 休館日	水 休館日
18	土	月	木	土	火	金	日	水 休館日	金	月	木	木
19	日	火	金	日	水 休館日	土	月	木	土	火	金	金
20	月	水 休館日	土	月	木	日	火	金	日	水 休館日	土	土
21	火	木	日	火	金	月	水 休館日	土	月	木	日	日
22	水 休館日	金	月	水 休館日	土	火	木	日	火	金	月	月
23	木	土	火	木	日	水 休館日	金	月	水 休館日	土	火	火
24	金	日	水 休館日	金	月	木	土	火	木	日	水 休館日	水 休館日
25	土	月	木	土	火	金	日	水 休館日	金	月	木	木
26	日	火	金	日	水 休館日	土	月	木	土	火	金	金
27	月	水 休館日	土	月	木	日	火	金	日	水 休館日	土	土
28	火	木	日	火	金	月	水 休館日	土	月	木	日	日
29	水 休館日	金	月	水 休館日	土	火	木	日	火 休館日	金		月
30	木	土	火	木	日	水 休館日	金	月	水 休館日	土		火
31		日		金	月		土		木 休館日	日		水 休館日 合計
開館日数	25	27	26	26	27	25	27	26	24	24	24	26 307

清掃業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は次の施設の清掃業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 施設の名称 和歌山市南コミュニティセンター
- (2) 施設の所在地 和歌山市紀三井寺856番地
- (3) 委託業務の内容 別紙仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（消費税及び地方消費税分 円を含む。）とする。

- 2 委託金は月払とし、1月当たりの支払額は、円（消費税及び地方消費税分 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

- 2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関する発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、委託業務の履行に関する発生した事故により乙の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の履行不能）

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

（確認）

第11条 乙は、毎日、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、延滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

（委託金の支払）

第12条 乙は、毎月、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければな

らない。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金額の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合ほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

- 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。
(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものといい。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとしたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約の基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（補則）

第20条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙